

## 議 事 日 程 (第2号)

令和5年3月10日(金曜日)午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第21号 東白川村個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第3 議案第22号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第23号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第5 議案第24号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第25号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第26号 東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第27号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第28号 東白川村保育園及び学校施設整備基金条例について
- 日程第10 議案第29号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第30号 東白川村すくすく成長応援祝金支給に関する条例について
- 日程第12 議案第31号 令和5年度東白川村一般会計予算
- 日程第13 議案第32号 令和5年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第33号 令和5年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第34号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第16 議案第35号 令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第36号 令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算
- 日程第18 議案第37号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算

---

### 出席議員(7名)

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

---

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	今井明德
村民課長	安江修治	地域振興課長	村雲修

産業振興課長 伊藤 秀人  
教育課長 有田 尚樹  
保健福祉課長 河田 孝  
監査委員 安江 弘企

建設環境課長 安江 透雄  
会計管理者 今井 英樹  
国保診療所  
事務局長 安江 輝彦

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局  
書記 居石 浩之

---

◎開議の宣告

○議長（桂川一喜君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（桂川一喜君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 安江真治君、2番 安保泰男君を指名します。

---

◎議案第21号から議案第37号までについて（提案説明）

○議長（桂川一喜君）

日程第2、議案第21号 東白川村個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第18、議案第37号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの17件を、昨日3月9日に引き続き新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 今井明德君。

○総務課長（今井明德君）

議案第21号 東白川村個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について。東白川村個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり提出する。令和5年3月9日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村個人情報保護法施行条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

新旧対照表につきましては、5ページを御覧いただきたいと思います。

まず第1条関係につきましては、東白川村空家等の適正管理に関する条例の一部改正となります。条例の17条第1項につきましては、対応箇所を「東白川村個人情報保護条例」から「個人情報の保護に関する法律」に改めるものでございます。

6ページを御覧いただきたいと思います。

第2条関係につきましては、東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

7ページにあります別表、37の情報公開及び個人情報保護審査会委員を37情報公開審査会委員とし、37の2を追加し、個人情報保護審査会委員として、報酬をそれぞれ月額5,000円とするものでございます。

8 ページを御覧いただきたいと思います。

第3条関係につきましては、東白川村公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正で、第9条第1項につきまして、対応箇所を「東白川村個人情報保護条例」から「個人情報の保護に関する法律」に改めるものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

本文一番下でございます。

第4条につきましては、東白川村電子計算組織による個人情報の保護に関する条例の廃止を行うものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

附則でございます。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行する。以上でございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。

議案第22号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和5年3月9日提出、東白川村長。

次のページを御覧ください。

東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

新旧対照表につきましては、9ページから27ページとなります。

本条例の改正につきましては、別表1及び別表2の給与額につきまして、昨年の人事院勧告などを踏まえて職員の給与改正に合わせて改正を行うもので、職員同様、初任給を3,000円程度引き上げる内容となっております。金額につきましては、職員の1級及び2級の各号と金額は同じとなっております。

本文にお戻りいただきたいと思います。

2ページほど進んでいただきますと、ページの下に附則があります。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。以上でございます。

次のページをお願いいたします。

議案第23号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について。督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。令和5年3月9日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例。

新旧対照表につきましては、28ページを御覧いただきたいと思います。

第1条関係につきましては、東白川村税条例の一部改正で、第14条の見出しを削り、第14条を削除とします。

29ページを御覧いただきたいと思います。

第2条関係につきましては、東白川村介護保険条例の一部改正で、第10条の見出しを削り、第10条を削除とします。

30ページを御覧いただきたいと思います。

第3条関係につきましては、東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部改正で、第5条の見出しを削り、第5条を削除とします。

31ページを御覧ください。

第4条関係につきましては、東白川村税以外の諸納付金の督促及び滞納処分等に関する条例の一部改正で、第2条第3項を削って整理するものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

総務課関係は以上でございます。

#### ○議長（桂川一喜君）

村民課長 安江修治君。

#### ○村民課長（安江修治君）

議案第24号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和5年3月9日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表の32ページのほうをお願いいたします。

今回の改正は、健康保険法の改正に伴いまして、村の国民健康保険に加入してみえます被保険者に対しまして出産育児一時金についての見直しがされましたので、条例改正を行うものでございます。

では、お手元の新旧対照表のほうでございますが、右側が現在の条例、左側が改正案となっております。

（出産育児一時金）第5条の支給額について、現行の「40万8,000円」から改正後の「48万8,000円」に引き上げられまして、新たに改正するものでございます。

それでは、本文のほうにお戻りください。

1ページになります。

附則（施行期日）第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）第2条、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る東白川村国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。以上でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

議案第25号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保

険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和5年3月9日提出、東白川村長。

次のページをお願いいたします。

東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

別冊の新旧対照表の33ページのほうをお願いいたします。

今回の改正は、国の税制改正によりまず賦課限度額の引上げと、村の国民健康保険税の賦課方式、税率及び金額の改正を行うものでございます。

まず課税額の第2条につきましては、これまで4方式でありました課税額の資産割を廃止しまして、所得割、均等割、平等割の3方式の課税方式に改正するものでございます。

また、国の税制改正によりまして、賦課限度額につきましても102万円から2万円引き上げられまして104万円になります。

それでは、第2項でございますが、こちらのほうは医療分の資産割を廃止しまして、3方式に改めるものでございます。

第3項は、後期高齢者支援金分の資産割額を廃止しまして、賦課限度額では2万円を引き上げまして22万円に。次のページを御覧いただきまして、第4項の介護納付金分は、こちらのほうも資産割額を廃止しまして、3方式に改めるものでございます。

次に、第3条から第5条の2までは医療分になります。

第3条の条文見出しにつきましては、基礎課税額の文言を新たに規定するものでございます。

医療分の所得割率につきましては6.99に引き上げ、次のページを御覧いただきまして、第4条は資産割額を廃止するために削除を行います。

第5条の条文見出しのほうでは、基礎課税額の文言を新たに規定し、被保険者一人一人に係ります均等割額について3万500円に引き上げるものでございます。

第5条の2では、こちらのほうも条文の見出しの基礎課税額の文言を新たに規定し、次のページを御覧いただきまして、中ほどになりますけれども、アンダーラインを引いております第7条の2は、後期高齢者支援金分の資産割額の廃止によりまして条項を繰り上げて規定するものでございます。

次に、平等割額については、第1号の世帯を2万5,300円に、第2号を1万2,650円に、第3号を1万8,975円に引き上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第6条から第7条の3までは後期高齢者支援金分についてになります。

第6条は、後期高齢者支援金分の「賦課期日に属する年の前年の所得に係る」の文言を削除しまして、所得割率を2.32に引き上げます。

第7条は後期高齢者支援金分の資産割合額を廃止しまして、均等割額及び平等割額の条項をそれぞれ切り上げて規定をします。

第7条は均等割額を1万400円に、次のページを御覧いただきまして、第7条の2では平等割額

について、第1号の世帯を8,800円に、第2号の世帯を4,400円に、第3号を6,600円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、第8条から第9条の3までは介護納付金分になります。

第8条では所得割率を1.54に引き上げます。

第9条は介護納付金分の資産割額を廃止しまして、均等割額及び平等割額の条項を繰り上げて規定をします。

第9条は、次のページを御覧いただきまして、均等割額を1万2,600円に、第9条の2では平等割額を6,400円に引き上げるものでございます。

次に、第23条は保険税の減額についての改正でございます。

第23条の本文は、税制改正に伴います賦課限度額の引上げということで、第2条と同様でございますけれども、医療分は据え置きまして、後期高齢者支援金分は2万円を引き上げて22万円、介護納付金分につきましては据置きとなっております。

41ページをお願いいたします。

第1号のほうは7割軽減分についての規定になります。片仮名のアとイは医療費分になります。

アは均等割額を2万1,350円に、イは平等割額について、(ア)の世帯は1万7,710円、(イ)は8,855円、(ウ)は1万3,283円に引き上げるものでございます。

ウと次のページのエは後期高齢者支援金分になります。ウは均等割額について7,280円に、エは平等割額について(ア)の世帯は6,160円、(イ)は3,080円、(ウ)は4,620円に引き上げるものでございます。

次に、オとカにつきましては介護納付金分になります。オは均等割額を8,820円に、カは平等割額を4,480円に引き上げるものでございます。

続きまして、第2号のほうは5割軽減分についての規定になります。

次のページを見ていただきまして、中ほどになりますけれども、アとイは医療費分で、アは均等割額を1万5,250円に、イは平等割額について(ア)の世帯は1万2,650円に、(イ)は6,325円、次のページを御覧いただきまして、(ウ)は9,488円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、ウとエは後期高齢者支援金分になります。ウの均等割額は5,200円に、エの平等割額は(ア)の世帯を4,400円、(イ)を2,200円、(ウ)を3,300円に引き上げるものでございます。

次に、オとカは介護納付金分になります。オの均等割額は6,300円、カの平等割額は、次のページを見ていただきまして、3,200円に引き上げるものでございます。

次に、第3号になります。こちらのほうは2割軽減分についての規定になります。アとイは医療費分についてで、アは均等割額を6,100円に、イは平等割額について(ア)の世帯は5,060円。次のページを御覧いただきまして、(イ)は2,530円、(ウ)は3,795円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、ウとエは後期高齢者支援金分で、ウは均等割額を2,080円に、エは平等割額は(ア)の世帯を1,760円に、(イ)を880円に、(ウ)を1,320円にそれぞれ引き上げるものでございます。

次のページを御覧いただきまして、カまでは介護納付金分になります。オの均等割額を2,520円に、カの平等割額を1,280円に引き上げるものでございます。

次に、第2項については、納税義務者の世帯に未就学児、6歳未満が見える場合の軽減措置として均等割額について規定するもので、第1号では医療費分で、アから次のページを御覧いただきまして、エについて、それぞれ減額世帯の均等割額を引き上げまして改正をいたします。

次に、2号のほうは後期高齢者支援金分で、アから次のページのエまで、それぞれ減額世帯の均等割額を引き上げまして改正するものでございます。

それでは、本文のほうをお戻りください。

2ページから3ページになります。

附則（施行期日）第1条、この条例は公布の日から施行する。

（適用区分）第2条、この条例による改正後の東白川村国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上でございます。

#### ○議長（桂川一喜君）

建設環境課長 安江透雄君。

#### ○建設環境課長（安江透雄君）

議案第26号 東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和5年3月9日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村簡易水道分担金徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村簡易水道分担金徴収条例（平成4年東白川村条例第24号）の一部を次のように改正する。改正内容は、表中の金額を税抜き表示とするものです。

本文と新旧対照表の50ページから52ページの説明は、さきに説明させていただいておりますので省略させていただきます。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

次のページをお願いします。

議案第27号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について。東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和5年3月9日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例。

東白川村簡易水道給水条例（平成10年東白川村条例第18号）の一部を次のように改正する。

こちらも別表中の金額を税抜き表示とするものです。

本文と新旧対照表の53ページから56ページの説明は、同様に省略させていただきます。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。以上です。



○議長（桂川一喜君）

教育課長 有田尚樹君。

○教育課長（有田尚樹君）

議案第28号 東白川村保育園及び学校施設整備基金条例について。東白川村保育園及び学校施設整備基金条例を別紙のとおり提出する。令和5年3月9日提出、東白川村長。

ページはねていただいて、東白川村保育園及び学校施設整備基金条例。

（設置）第1条、東白川村が設置者となる保育施設及び学校施設等の整備、または修繕を実施し、教育施設等の適切な管理を実施するため、東白川村保育園及び学校施設整備基金を設置する。

（積立て）第2条、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）第4条、基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するものとする。

（処分）第5条、基金は、村内の教育関係施設の整備、または修繕を目的とする事業の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

（委任）第6条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

この条例でございますが、村では現在、小中一貫校の設置に関する検討委員会を設置し、今後の小・中学校の在り方について検討しております。現時点では小中一貫校を設置するという結論は出ておりませんが、今後、小中一貫校の教育の推進には現有施設の改修は避けては通れないと思われまます。小中一貫校の検討がどうであれ、小・中学校を長寿命化計画に即して適正に施設整備を行っていくには、計画的に資金を準備していかなければなりません。保育園についても、今後の施設改修や移転等の可能性も考えられます。村では、保育園及び学校施設整備基金を設け定期的な積立てを行うことで、今後迎える保育園や学校施設の改修に必要な原資とするため、基金条例を設置させていただくものでございます。

続いて、議案第29号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和5年3月9日提出、東白川村長。

東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村出産祝金に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表の57ページを御覧ください。

第4条の改正でございますが、第1号の第1子の支給については削除させていただき、第2子の出産に対しは改正し、5万円とさせていただきます。第3子以降の出産については10万円を支給させていただき改正をお願いするものでございます。これは、国の出産子育て応援交付金事業に合わ

せて、村の出産祝い金の支給の対象及び金額を改めさせていただく内容になっております。

本文をお戻りください。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

続いて、議案第30号 東白川村すくすく成長応援祝金支給に関する条例について。東白川村すくすく成長応援祝金支給に関する条例を別紙のとおり提出する。令和5年3月9日提出、東白川村長。東白川村すくすく成長応援祝金支給に関する条例。

(目的) 第1条、この条例は、子供の成長に対し、東白川村すくすく成長応援祝金を支給することにより、次代を担う子供の健やかな成長を祝福するとともに、子育てを応援し、子供の健全育成に資することを目的とする。

(定義) 第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第1号、支給対象者、小学校、中学校及び高校に入学する子供並びに高校入学年齢相当の子供をいう。

第2号、養育する者、現に支給対象者を監督保護し、かつその生計を維持している者をいう。

(支給要件) 第3条、祝金の支給を受けることができる者は、養育する者が、基準日(毎年4月1日)時点において、東白川村に住所を登録されていること。ただし、4月2日から10月1日までにおいて住民登録した者も支給の対象とする。

2項、前項の規定に関わらず、村長がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

(支給区分及び支給額) 第4条、村長は養育する者に対し、次の各号の区分により祝金を支給する。

1号、小学校入学の年3万円。

第2号、中学校入学の年3万円。

第3号、高校入学年齢相当の年5万円。

(申請及び決定) 第5条、祝金の支給を受けようとする者は、村長に申請しなければならない。

2項、村長は、前項の規定による申請がされたときは、速やかに審査し、当該申請に係る支給の可否を決定するものとする。

(祝金の返還) 第6条、村長は、偽りその他不正の行為により祝金を受給したと認めたときは、受給した祝金の返還を命ずることができる。

(委任) 第7条、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

なお、この事業内容については、先般の全員協議会にて説明をさせていただいておりますので省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長(桂川一喜君)

副村長 桂川憲生君。

○副村長(桂川憲生君)

それでは、別冊、令和5年度東白川村予算書1ページをお願いします。

見出しと一部の括弧書きを省略して説明させていただきます。

議案第31号 令和5年度東白川村一般会計予算。令和5年度東白川村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28億5,000万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。令和5年3月9日提出、東白川村長。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款村税2億443万円、2款地方譲与税5,883万円、3款利子割交付金10万円、4款配当割交付金70万円、5款株式等譲渡所得割交付金40万円、6款地方消費税交付金4,200万円、7款環境性能割交付金250万円、8款地方特例交付金30万円、9款法人事業税交付金30万円、10款地方交付税14億1,000万円、11款分担金及び負担金870万円、12款使用料及び手数料6,573万円、13款国庫支出金1億1,154万円、14款県支出金1億7,229万円。

4ページをお願いします。

15款財産収入1,298万円、16款寄附金43万円、17款繰入金3億6,185万円、18款繰越金1億5,357万円、19款諸収入2,155万円、20款村債2億2,180万円、歳入合計28億5,000万円。

歳出、1款議会費3,623万円、2款総務費4億3,607万円、3款民生費4億7,697万円、4款衛生費4億214万円、6款農林水産業費4億4,199万円、7款商工費1億4,482万円、8款土木費1億9,700万円。

6ページをお願いします。

9款消防費1億165万円、10款教育費2億3,468万円、12款公債費3億7,645万円、14款予備費200万円、歳出合計28億5,000万円。

第2表 債務負担行為。

事項、超音波画像診断装置保守委託料、令和6年度から令和8年度まで、限度額82万5,000円。

8ページをお願いします。

第3表 地方債。

起債の目的、公共事業等。限度額、2,390万円。起債の方法、普通貸借。利率、4%以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件に、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

過疎対策事業、限度額1億1,590万。以下、同文でございますので省略させていただきます。

過疎対策事業（ソフト）3,950万円。

臨時財政対策事業3,000万円。

防災対策事業1,250万円。

9ページをお願いします。

議案第32号 令和5年度東白川村国民健康保険特別会計予算。令和5年度東白川村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,630万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。令和5年3月9日提出、東白川村長。

10ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款国民健康保険税5,873万4,000円、3款県支出金2億1,312万円、5款繰入金2,422万1,000円、6款繰越金12万2,000円、7款諸収入10万2,000円、8款公債費1,000円、歳入合計2億9,630万円。

歳出、1款総務費1,025万2,000円、2款保険給付費2億793万9,000円、3款国民健康保険事業費納付金7,490万6,000円、4款財政安定化基金拠出金1,000円、5款保健事業費266万円、6款基金積立金1,000円。

12ページをお願いします。

7款諸支出金10万1,000円、8款予備費44万円、歳出合計が2億9,630万円。

13ページをお願いします。

議案第33号 令和5年度東白川村介護保険特別会計予算。令和5年度東白川村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億590万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。令和5年3月9日提出、東白川村長。

14ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款保険料4,840万1,000円、3款国庫支出金8,010万9,000円、4款支払基金交付金7,885万6,000円、5款県支出金4,242万9,000円、6款繰入金5,536万7,000円、7款繰越金15万6,000円、8款諸収入58万2,000円、歳入合計3億590万円。

16ページをお願いします。

歳出、1款総務費1,000万円、2款保険給付費2億8,000万円、5款地域支援事業費1,574万円、6款公債費1万円、7款諸支出金5万円、8款予備費10万円、歳出合計3億590万円。

18ページをお願いします。

議案第34号 令和5年度東白川村国保診療所特別会計予算。令和5年度東白川村国保診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,300万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。令和5年3月9日提出、東白川村長。

19ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款診療収入1億6,576万円、2款使用料及び手数料88万8,000円、3款県支出金8万4,000円、5款繰入金7,000万円、6款繰越金1,435万9,000円、7款諸収入190万9,000円、歳入合計2億5,300万円。

歳出、1款総務費4,209万円、2款医業費2億1,002万3,000円、4款公債費78万7,000円、5款予備費10万円、歳出合計2億5,300万円。

21ページをお願いします。

第2表 債務負担行為。

事項、血液ガス分析装置。期間、令和6年度から令和10年度まで。限度額、55万4,000円。持続腸圧呼吸法装置。期間、令和6年度から令和10年度まで。限度額、58万円。

22ページをお願いします。

議案第35号 令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。令和5年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,540万円と定める。

2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定める。令和5年3月9日提出、東白川村長。

23ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料2,663万4,000円、3 款後期高齢者医療広域連合支出金837万1,000円、4 款繰入金1,992万5,000円、6 款繰越金47万円、歳入合計5,540万円。

歳出、1 款総務費123万円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金4,529万7,000円、3 款保健事業費857万3,000円、4 款諸支出金20万円、5 款予備費10万円、歳出合計5,540万円。

別冊の令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算書をお願いします。

3 ページからになります。

議案第36号 令和5年度東白川村簡易水道事業会計予算。

第1条 令和5年度東白川村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給水戸数954戸、2. 年間総配水量23万6,527立方メートル、3. 1日平均配水量648立方メートル、4. 主要な建設改良事業、ア、施設更新・改良事業9,192万8,000円。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益2億474万1,000円、第1項営業収益4,712万5,000円、第2項営業外収益1億5,761万6,000円。

支出、第2款水道事業費用2億474万1,000円、第1項営業費用1億8,759万円、第2項営業外費用1,273万円、第3項特別損失422万1,000円、第4項予備費20万円。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,993万2,000円は引継現金632万円及び当該年度分損益勘定留保資金8,361万2,000円で補填するものとする。）。

収入、第3款資本的収入1億5,267万4,000円、第1項企業債2,600万円、第4項補助金9,907万円、第5項補償金2,760万4,000円。

支出、第4款資本的支出2億4,260万6,000円、第1項建設改良費9,192万8,000円、第2項企業債償還金1億5,025万9,000円、第3項基金積立金41万9,000円。

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金は、それぞれ807万4,000円及び1,505万4,000円である。

4 ページをお願いします。

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、簡易水道事業債。限度額、2,600万円。起債の方法、普通貸借。利率、4%以内。償還の方法、政府資金については、その融資条件に、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

第6条 一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 営業費用、2. 営業外費用、3. 特別損失。

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、また

はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費840万4,000円。

第9条 簡易水道事業運営のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億9,844万7,000円である。

第10条 棚卸資産の購入限度額は100万円と定める。令和5年3月9日提出、東白川村長。

5ページからの予算に関する説明書の朗読は省略をさせていただきます。

別冊、令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算書を3ページからお願いします。

議案第37号 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算。

第1条 令和5年度東白川村小規模集合排水処理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 年間処理水量2万2,342立方メートル。2. 1日平均処理水量61立方メートル。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款小規模集合排水処理事業収益2,646万2,000円、第1項営業収益701万3,000円、第2項営業外収益1,944万9,000円。

支出、第2款小規模集合排水処理事業費用2,646万2,000円、第1項営業費用2,457万2,000円、第2項営業外費用104万8,000円、第3項特別損失74万2,000円、第4項予備費10万円。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額588万1,000円は、引継現金170万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金418万円へ補填するものとする。）。

収入、第3款資本的収入233万4,000円、第5項補助金233万4,000円。

支出、第4款資本的支出821万5,000円、第2項企業債償還金821万5,000円。

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債務として整理する未払金の金額は339万2,000円である。

第5条 一時借入金の限度額は500万円と定める。

4ページをお願いします。

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1. 営業費用、2. 営業外費用、3. 特別損失。

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費949万1,000円。

第8条 小規模集合排水処理事業運営のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,897万8,000円である。令和5年3月9日提出、東白川村長。

5ページからの予算に関する説明書の朗読を省略させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（桂川一喜君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。3月11日から13日の3日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3月11日から13日までの3日間休会とすることに決定しました。

13日の全員協議会は午前9時30分から行います。

14日火曜日は午前9時30分より本会議を開催後、全員協議会に移ります。午前中を目安に全員協議会を行い、午後から本会議となりますのでよろしくお願いします。

本日はこれで延会します。

午前10時21分 延会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

